天城町国土強靭化地域計画（素案）

令和３年３月

鹿児島県天城町

【　はじめに　】

我が国は、これまで風水害や地震などの自然災害に対策を講じてきました。しかしながら、風水害については 2018 年の台風 24 号、2020 年の熊本豪雨、地震については 2011 年の東日本大震災、2015 年の熊本地震など、被害の激甚化を呈しています。また、復旧・復興には長期の期間が必要となっています。特に、2020 年のコロナ禍の中では困難な復興・復旧を余儀なくされ、新たな教訓を残しました。

このことから国土の強靭化対策は喫緊の課題となっています。いかなる大規模自然災害が発生しようとも、先ず人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムの構築が重要です。国は平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るため防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、平成 26 年 6 月に同法に基づく「国土強靭化基本計画」を策定しました。さらに防災・減災のため国は、2018 年には 3 か年緊急対策を、2020 年には 5 か年加速対策を打ち出しています。

天城町は東経 128 度 53 分、北緯 27 度 48 分に位置し鹿児島県大島郡に属することから、特に、台風災害対策が必要な地域です。また、近年の地球規模の気候変動から、特別警報級の台風や線状降水帯等による局地的集中豪雨災害などが発生する可能性があることを念頭におく必要があります。

人命保護を最優先し、経済社会の機能の致命的な障害を回避する対策をとることが町民の安心・安全にとっては不可欠です。

災害から身を守るためには、ハード的な取り組みだけではなく、全ての関係者が取り組むソフト的対応も不可欠です。

そこで、本町は、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安心・安全な地域・経済社会の構築に向けて、国や県などと一体となって強靭化に資する施策を計画的に推進するため「天城町国土強靭化地域計画」を策定しました。今後は、本計画を基本として、国土強靭化に関する施策を効果的に推進し、強靭な地域づくりを計画的に進めていくこととします。

目　次

第１章　計画策定の趣旨・位置付け…… 1
1　計画策定の趣旨…… 1
2　計画の位置付け…… 1
3　計画期間…… 1
第２章　基本的な考え方…… 2
1　基本的な考え方…… 2
2　基本目標…… 2
3　事前に備えるべき目標…… 2
4　基本的な進め方…… 3
第３章　天城町の地域特性及び災害リスク…… 5
1　天城町の地域特性…… 5
2　天城町の災害リスク（想定する自然災害）…… 7
第４章　脆弱性評価…… 15
1　評価の取組及び手順…… 15
2　評価のポイント…… 18
3　脆弱性評価結果…… 19
第５章　強靱化の推進方針…… 44
1　施策分野…… 44
2　施策分野ごとの地域強靱化の推進方針…… 44
第６章　計画の推進と不断の見直し…… 58
1　他の計画等の必要な見直し…… 58
2　計画の進捗管理…… 58
3　計画の不断の見直し…… 58
4　プログラムの推進と重点化…… 58

第１章　計画策定の趣旨・位置付け

1　計画策定の趣旨

平成２５年１２月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、平成２６年６月には「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が定められた。

この基本法に基づき鹿児島県においては、平成２８年３月に、「鹿児島県地域強靱化計画」を策定したところである。

本町においても、基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安心・安全な地域の構築に向けた「天城町の強靱化」を推進するために、「天城町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2　計画の位置付け

本計画は、基本法１３条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、「第６次天城町総合振興計画（AMAGI-VISION）」との整合・調和を図るとともに地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

3　計画期間

本計画の期間は、令和３年度から令和７年度とし、概ね５年ごとに見直しを行うこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第２章　基本的な考え方

１　基本的な考え方

基本法において、本計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされており、また「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」においては、本計画における目標は、原則として基本計画に即して設定するものと規定されている。

これらのことを踏まえ、本計画においても基本計画や鹿児島県地域強靭化計画に即したものとする。

２　基本目標

復旧・復興に長期間を要する 「事後対策」 の繰り返しを避け、強靭な地域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが本町の将来を描く上で極めて重要である。このため本町の強靭化に向けた基本目標として、基本計画や鹿児島県地域強靭化計画に基づき、次のように設定する。

いかなる大規模な自然災害が起こっても、

①人命の保護が最大限に図られること
②本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧・復興

３　事前に備えるべき目標

本町における強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標として、基本計画及び鹿児島県地域強靭化計画を踏まえ、次のように設定する。

①大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
⑥大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧大規模自然災害発生直後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

4　基本的な進め方

「地域強靭化」は、いわば本町のリスクマネジメントであり、以下のＰＤＣＡサイクルにより、本町の強靭化の取組を推進する。

どこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行い、これを踏まえて何をするべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み、計画を策定し推進する。

これは災害時だけでなく、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性が期待できるという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点に留意することが必要である。

なお本町の「目指すべき将来の地域の姿」は「第６次天城町総合振興計画（AMAGI-VISION)」との整合性を図るため次のとおりとする。

○第6次天城町総合振興計画（AMAGI-VISION）

令和3年3月

第３章　天城町の地域特性及び災害リスク

1　天城町の地域特性

（1）位置・地勢

鹿児島から約 450Km の洋上に浮かぶ徳之島は、奄美群島の中央に位置し、周囲 84km で、天城町、徳之島町、伊仙町の三町からなり、人口は約 23 千人である。基幹作物はさとうきび、生産牛、馬鈴薯で実えんどう、かぼちゃ、しょうが、マンゴー、パッションフルーツ、メロン、たんかん、茶など温暖な亜熱帯気候をいかした作物の栽培が盛んに行われている。

本町は、徳之島の北西部にあって、明治 20 年兼久曖・岡前曖を合併して、阿布木名村外 9 か村となり、同 41 年に島しょ町村制度が実施され、山村など 5 か村と合併して天城村となった。大正 6 年東天城村が分離して、天城村は現在の境域が形成される。昭和 36 年 1 月 1 日町制が施行され天城町となる。

天城町は、東経 128 度 53 分、北緯 27 度 48 分に位置しており、東西 9Km、南北 17Km、総面積 80.40 ㎢にして、徳之島のほぼ西半分を占めます。

地勢としては、東は徳之島町、南は伊仙町と隣接し、北東から東南にかけて一連の山岳によって囲まれている。北から、天城岳（533m）、三方通岳（496m）、美名田山（438m）、井之川岳（645m）、犬田布岳（417m）の諸峰が連なり、隣町との境をなしている。これら山麓に源を発する河川は、秋利神川（延長 13km）、港川、真瀬名川、湾屋川となって西流し東シナ海に注いでいる。14 行政区のうち、当部、三京集落は山間部にあり、他の 12 集落は海岸線に沿って形成され、山地の周縁部を隆起サンゴ礁よりなる石灰岩の台地が取り巻いている。台地は海岸線に向かって緩やかな傾斜をなしており、この傾斜部は主に耕地として利用されており、西海岸線は裾礁の発達が悪く、大規模な海食崖を発達させているところが多い。

（2）気象概況

本町は、徳之島の北西部に位置していることから、南に太平洋、西に東シナ海を望み、陽光に恵まれた温暖多雨で亜熱帯海洋性気候に属しており、夏秋季にかけて毎年のように、台風や梅雨時期の豪雨に見舞われることが多い。アメダス観測が開始されてからの年間平均気温は 22.3℃、平均風速は 4.9 m/s、年間平均降水量は 1,922.4 ㎜、日最大雨量が 200mm 以上の年が 17 年間で 5 ヶ年、時間最大雨量は 70mm を超える年が 3 ヶ年あり、大雨による豪雨災害が多く発生することがわかる。

年	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	年合計	日最大	時間最大	日平均	最高	最低	平均	最大風速	風向
2003	1,584.0	187.0	51.0	23.7	33.6	9.5	5.0	27.0	西
2004	1,697.0	243.0	37.0	22.2	34.0	6.8	5.1	26.0	南
2005	1,779.0	111.0	46.0	21.6	34.1	5.1	5.3	23.0	北西
2006	1,886.0	94.0	42.0	22.3	33.4	7.4	4.8	22.0	南
2007	1,787.0	141.0	31.0	21.9	33.2	7.6	4.4	24.0	南
2008	1,536.0	89.0	50.0	22.4	33.8	6.8	4.6	20.0	北北西
2009	1,552.5	124.5	49.0	22.4	34.4	7.7	4.8	17.0	北北西
2010	2,245.0	208.0	70.5	22.1	33.9	5.9	4.9	17.4	北西
2011	1,835.5	194.5	46.0	21.7	33.0	7.4	4.8	28.9	南
2012	2,986.0	289.5	57.5	21.7	33.5	7.6	5.0	41.9	北北西
2013	1,366.5	136.0	39.0	22.2	34.4	6.9	4.9	21.0	北
2014	1,940.0	278.0	58.5	21.9	33.7	6.9	4.9	26.7	南
2015	2,314.0	181.5	78.0	22.4	33.3	4.6	4.9	27.1	南南西
2016	1,907.0	142.0	41.5	23.0	33.8	8.1	4.7	18.3	北西
2017	1,679.5	134.0	49.5	22.5	35.2	5.9	4.7	25.2	西北西
2018	2,045.5	238.5	73.5	22.5	34.0	8.0	4.8	29.9	西南西
2019	2,540.0	109.5	45.0	22.8	34.4		5.2	21.1	南
平均	1,922.4	170.6	50.9	22.3	33.9	7.0	4.9	24.5	

気象庁：アメダスあまみデータ

（3）人口

本町の人口は、5、975 人（平成 27 年国勢調査）となっており、40 年前の昭和 50 年の約 65.3%に減少している。

また、国立社会保障・人口研究所によると、令和 2 年以降も減少することが推計されている。

2 天城町の地域特性災害リスク（想定する自然災害）

（1）地震・津波 （奄美群島太平洋沖（南部）地震）

鹿児島県では、平成 26 年 2 月に「鹿児島県地震等災害被害予測調査報告書」を策定しており、起こり得る地震は以下のように設定している。

本町に関係する地震は、奄美群島太平洋沖（北部）地震と奄美群島太平洋沖（南部）地震である。

表　鹿児島県による想定地震等の概要

地震（震源）	マグニチュード	最大震度	最大津波	
			到達時間（分）	津波高（m）
鹿児島湾直下	7.1	－	－	－
県西部直下【市来断層帯（市来区間）近辺】	7.2	－	－	－
甑島列島東方沖【甑断層帯（甑区間）近辺】	7.5	1	356	1.27
県北西部直下【出水断層帯付近】	7	－	－	－
熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	7.3	－	－	－
県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	－	－	－
南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（４連動）】	地震9.0 津波9.1	－	93	2.63
種子島東方沖	8.2	3	214	1.41
トカラ列島太平洋沖	8.2	4	109	1.96
奄美群島太平洋沖（北部）	8.2	6弱	119	2.24
奄美群島太平洋沖（南部）	8.2	6強	33	4.61

出典 ： 鹿児島県地震等災害被害予測調査 （平成 26 年 2 月）

図　鹿児島県による想定地震等の概要　（想定地震等の位置）出典：鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成 26 年 2 月）

■奄美群島太平洋沖地震（南部）における被害想定結果

事　　項	内　　容
建物被害（棟）	全壊・焼失　１４０ 半壊　　２００
人的被害（人）	死者数　　１０（津波等） 負傷者　　２０
上水道被害（人）	被災直後　　1，８００ 被災１日後　1，５００ 被災１週間後　　８３０ 被災１ヶ月後　　７０
電力被害（軒）	被災直後　　２００ 被災１日後　　５０ 被災１週間後　　１０
通信被害（回線）	被災直後　　２２０ 被災１日後　　１０ 被災１週間後　　１０
道路施設被害（箇所）	１０
避難者数（人） ［うち避難所］	被災１日後　　４４０[２７０] 被災１週間後　　６１０[３３０] 被災１ヶ月後　　４００[１４０]
物資需要量 （食料・飲料水・毛布）	被災１日後　　980 食・4,600ℓ・540 枚 被災１週間後　1,200 食・2,500ℓ・670 枚 被災１ヶ月後　　490 食・ 210ℓ・270 枚
災害廃棄物発生量（万トン）	１０
被害額（億円）	１４０

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（平成 26 年 2 月）

（２）風水害・土砂災害

本町は、これまで台風接近上陸による風雨や高潮などにより、大きな影響をうけてきました。近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成２９年９月２９日から３０日にかけての台風２４号による大雨・暴風及び平成２２年１０月１８日から２０日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の規模を災害想定として位置付ける。

■過去の被害の総括表

災害名 （年月日）		台風第２４号 （平成29年9月29日）	奄美豪雨 （平成22年10月20日）
気　象　概　況		・最大瞬間風速 51.4m／秒（天城町） ・最大風速 29.4m／秒（天城町） ・時間最大雨量 45.5mm（天城町）29日19時 ・日最大雨量 228㎜（天城町）28～29日	・時間最大雨量 78.5mm（名瀬）20日16時 89.5mm（古仁屋）20日13時 ・日最大雨量 622mm（名瀬）20日 286.5mm（古仁屋）20日 ・総降水量の最大値 766.5mm（名瀬）18～21日
人的被害	死者数	－	3名
	行方不明	－	－
	重傷	1名	1名
	軽傷	－	1名
建物被害	全壊	20戸	10戸
	半壊	26戸	443戸
	一部破損	282戸	12戸
	床上浸水	－	116戸
	床下浸水	－	851戸

資料：天城町地域防災計画，町総務課防災対策係被害報告

第４章　脆弱性評価

１　評価の取組及び手順

国土強靭化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本町の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠である。

本町では、平成 25 年 12 月 17 日に国土強靭化推進本部で決定した、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を実施した。

（１）想定するリスク

町民生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他にテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、奄美群島太平洋沖（南部）地震や、これまで経験したことのない集中豪雨、台風などの大規模自然災害は、一度発生すれば町内全域に甚大な被害をもたらすものとなる。

このため本計画においては、町内に甚大な被害をもたらすと想定される地震や、集中豪雨及び台風などの大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

（２）施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靭化に関する施策分野ごとに行うこととされているため、基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として８分野、横断的分野として３分野を設定した。

表　施策分野

＜ 個別施策分野（8）＞	＜ 横断的分野（3）＞
①行政機能・防災教育	①リスクコミュニケーション[1]
②住宅・都市	②老朽化対策
③保健医療・福祉	③離島対策
④産業（ｴﾈﾙｷﾞｰ・情報通信・産業構造）	
⑤交通・物流	
⑥農林水産	
⑦国土保全／土地利用	
⑧環境	

1 リスクコミュニケーション：公と民が双方向でコミュニケーションを行うことにより、リスクに関する共通意識を持ち、 相互理解を図ること。

（3）目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第１７条第３項により最悪の事態を想定した上で、科学的見地に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされており、国の基本計画及び県の地域計画を参考に、本町の地域特性等を踏まえ、下表のとおり８つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして、33 の「起きてはならない最悪の事態」をガイドラインから抽出し、適宜修正等を行い設定した。

表　目標と起きてはならない最悪の事態　（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標（8）	起きてはならない最悪の事態（33）	
１．直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
２．救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察・消防等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
３．必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化･社会の混乱
	3-2	町内行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
４．必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標（8）	起きてはならない最悪の事態（33）	
5．経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発
	5-3	物流機能等の大幅な低下
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な被害
6．ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	6-2	道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
7．制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8．社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

（4）評価の実施手順

33 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取り組み状況が明確となるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、分析・評価には出来る限り指標を活用した。

2 評価のポイント

評価結果は、次ページ以降のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

（1）重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組を進めている。しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、部局横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

（2）代替性・冗長性*1の確保とＢＣＰ*2（事業継続計画）の策定・実効性担保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

また、ＢＣＰの策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性担保は、災害発生時にも被災地の業務を継続し、地域経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。

（3）国・町・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、町だけでなく、国・県、民間事業者、ＮＰＯ、町民など多岐にわたる。町以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や連携が必要不可欠である。

（4）より良い復興（Build Back Better)を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来のあり方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

---

*1 冗長性：余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。リダンダンシーともいう。

*2 ＢＣＰ：「業務継続計画」のこと。企業等が災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。災害発生時にも被災地の業務を継続し、地域経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。

3　脆弱性評価結果

(1) 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ

(1)－１　住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化の促進

〇大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化及びブロック塀の安全対策を促進する必要がある。【建設課】

②防災拠点（公共施設）の耐震化の促進

〇発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。【総務課】

③町有建築物の耐震化の促進

〇大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【総務課】

④医療・社会福祉施設の耐震化

〇地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。【けんこう増進課】

⑤交通施設、沿線・沿道建物の耐震化

〇大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。【建設課】

〇大規模地震が発生した場合、トンネル落盤や落橋等による死傷者の発生が想定される。そのため、検査を適切に行うことによりトンネルや橋の健康状態を定期的に把握し、損傷が小さい段階で修繕（予防保全的修繕）することで長寿命化を図る必要がある。【建設課】

⑥無電柱化の促進

〇大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。【建設課】

⑦自主防災組織の充実及び活動の促進

〇地域防災力を向上させるため、自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。【総務課】

⑧災害対応力の向上

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

⑨避難場所の耐震化

〇避難場所として指定している施設の耐震化を進める必要がある。【総務課】

⑩消防水利施設の整備

〇震性貯水槽を含む消防水利施設の老朽化対策等の整備を推進する必要がある。【総務課】

(1)－２　不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①土地区画整理事業の推進

〇大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定される。このため、町の土地区画整理事業を指導・支援するなど都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。【建設課】

②災害対応力の向上【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

③火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

〇火災予防及び火災時の被害軽減のため、消防法違反対象物の是正措置の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。【総務課】

(1)－３　広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

①避難場所や避難路の確保

〇広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定される。そこで、津波防災地域づくり、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供など、火災予防･危険物事故防止対策等の取組を推進する。あわせて、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。【総務課、建設課】

②海岸堤防等の老朽化対策の推進

〇大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより､大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能の長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する

必要がある。【農地整備課】

③空港のＡ２－BCP[1]策定等

〇広域にわたる大規模津波等が発生した場合、空港内の浸水や情報伝達の不備により避難行動が阻害されることによって、多数の死者が発生するおそれがある。このため、空港の避難対策を検討する上では、空港毎に津波シミュレーション等により、津波による浸水域及び浸水深等を把握し、津波浸水予想図を作成しておく必要がある。そこで、策定したＡ２－ＢＣＰの見直し及び訓練実施等により実効性の向上を図る必要がある。【建設課】

④津波ハザードマップや津波避難計画の周知

〇大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民に対して津波避難計画や津波ハザードマップの周知を図る必要がある。【総務課】

⑤要配慮者対策の推進

〇要配慮者の安全な避難対策を図る必要がある。【長寿子育て課】

⑥災害対応力の向上　【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

(1)－４　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①河川改修等の治水対策

〇過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削（寄り洲除去）、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、河川管理台帳の策定を行うとともに、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながらより一層の整備推進を図る必要がある。【建設課】

②雨量や河川水位などの防災情報の提供

〇異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、県では河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、町の避難勧告等の判断を支援しているため、今後ともより一層の周知及び活用に努めていく必要がある。また、現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、河川ハザードマップの策定を行っているところである。今後多様かつ激

[1] A2-BCP：空港全体としての機能保持及び工期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもの。A2 は「Airport」（空港）と「Advanced」（高度な）の意味

甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ[2]の作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【総務課】

③管理河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムライン[3]の策定

〇災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画を策定する必要がある。【総務課】

[2] ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

[3] タイムライン：防災行動と」その実施主体を時系列で整理した計画のこと。

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

(2)－１ 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①水道施設の整備の推進

〇安定的な水道供給を図るため、配水・送水施設の更新、老朽施設や老朽管路の耐震化を考慮した計画的な改修と維持管理を実施する必要がある。そのため、浄水施設の更新、また水道管理システムの整備も必要となる。【水道課】

②物資輸送ルートの確保

〇大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。【建設課】

③食糧及び水等の備蓄の推進

〇大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組むことや地域住民に対しては家庭において最低３日、推奨１週間分の備蓄を働きかける必要がある。【総務課、水道課】

④緊急物資等の受援体制

〇大規模災害時には、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の検討を進める必要がある。【総務課】

⑤医療用資機材・ 医薬品の備蓄

〇大規模災害発生初期には、医療救護用の医薬品等が不足する恐れがあることから、関係機関と連携し医療救護活動に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制を整備する必要がある。【総務課】

⑥応急給水体制の整備

〇災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。【水道課】

(2)－２　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①孤立集落予防対策

〇町内の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流等）における整備率は未だ低い状況である。このため、人命を守るための砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。【建設課】

②道路施設の老朽化対策

〇今後道路施設の急激な老朽化に伴い、通行規制や通行止め等が発生する可能性があり、道路施設の適切な点検と併せて、補修が必要と判断される場所について整備を進める必要がある。【建設課】

〇道路交通ネットワークとして主要な幹線道路網を確保するため、道路の重要構造物である橋梁については、長寿命化計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性・安全性を確保する必要がある。【建設課】

③港湾・漁港施設の耐震性能の強化

〇大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課、商工水産観光課】

(2)－３　警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①警察施設の耐震化

〇地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。【警察、総務課】

②消防施設の維持管理

〇地域における活動拠点となる消防施設の管理を適切に行い、耐災害性を維持する必要がある。【総務課】

③港湾・漁港施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課、商工水産観光課】

④空港の施設機能強化及びＡ２－ＢＣＰ策定等【再掲】

〇広域にわたる大規模津波等が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸

送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等について検討し策定したＡ２－ＢＣＰの見直し及び訓練実施等により実効性の向上を図る必要がある。【建設課】

⑤救急医療体制の整備

〇医師会や近隣自治体と連携し、緊急医療体制を広域的に確保する必要がある。【けんこう増進課】

⑥災害対応力の向上　【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

⑦自主防災組織の充実及び活動の促進　【再掲】

〇地域防災力を向上させるため、地区防災計画の策定や自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。　【総務課】

(2)－４　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①医療救護活動の体制整備【再掲】

〇大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。【けんこう増進課】

②災害時の医療機関の対応マニュアルの作成

〇災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を促進する必要がある。【けんこう増進課】

③港湾施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾・漁港の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課、商工水産観光課】

(2)－５　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①生活排水の適正な処理の推進

〇地域の特性に応じた排水施設を整備し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。【くらしと税務課】

(2)－６　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①避難所運営体制の整備、避難所運営訓練の実施

〇町はガイドラインや近年の災害教訓等に基づき避難所運営マニュアルを見直す。また、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める必要がある。【総務課】

②福祉避難所の増加

〇社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所の増加を図る必要がある。【長寿子育て課】

③自主防災組織の充実及び活動の促進　【再掲】

〇地域防災力を向上させるため、自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。【総務課】

④避難所の環境整備促進

〇避難所における避難者の良好な健康状態を保つため、空調設備などの整備を図る必要がある。

〇新型コロナなどの感染症の対策として、３密（密閉、密集、密接）を避け、ソーシャルディスタンスを確保できる、パーテーションやベッドを配置するなどの整備を図る必要がある。【総務課、建設課、けんこう増進課】

〇非常用電源などの防災機能の充実を促進する。【総務課】

⑤電力供給遮断時の電力確保

〇防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、非常用発電機の老朽化による更新や災害時に必要な容量の強化が課題である。【総務課】

⑥応急給水体制の整備【再掲】

〇災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。【水道課】

⑦避難所となる学校施設等の整備

〇避難場所の可能性がある体育館等の社会体育施設の耐震化を促進する必要がある。【社会教育課】

〇避難場所の可能性がある図書館やゆいの館等の社会教育施設の耐震化を促進する必要がある。【社会教育課】

〇避難場所としての町立小中学校の施設の長寿命化を図る計画策定や実施を促進する必要がある。

【教委総務課】

〇災害時の炊き出しや地産地消の拠点としての給食センターの耐震化を促進する必要がある。【教委総務課】

〇避難場所の可能性がある町立保育所施設の耐震化を促進する必要がある。【長寿子育て課】

⑧都市公園の整備

〇避難所の機能も有する都市公園整備を推進する必要がある。【建設課】

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

(3)－１ 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化・社会の混乱

①警察施設の耐震化【再掲】

〇地域における警察活動拠点となる警察施設の対災害性を強化し、災害発生時等の警察機能を維持する必要がある。【警察】

(3)－2 町内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①公共施設等の耐震化の促進【再掲】

〇発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。【総務課】

②電力供給遮断時の電力確保【再掲】

〇防災拠点において、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお、非常用発電機の老朽化による更新や災害時に必要な容量の強化が課題である。【総務課】

③自治体 BCP の策定等

〇本町における業務継続計画（ＢＣＰ）の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。また、業務継続に必要な燃料の確保又は調達等に関する取組みを進める必要がある。【総務課】

④職員用初動マニュアル策定

〇大規模災害時には、初動の対応が重要である。効果的な行動を起こすためにもマニュアルを策定し職員へ周知する必要がある。【総務課】

⑤応援・受援体制の構築【再掲】

〇大規模災害時には、全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受援体制の検討を進める必要がある。【総務課】

⑥ICT-BCP の策定

〇災害や事故等を受けても、重要業務をなるべく中断させずに、中断しても早急にシステムを復旧させるために ICT-BCP 計画を策定する必要がある。【総務課】

⑦防災訓練

〇関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。【総務課】

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能･情報サービスは確保する

(4)－１　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①情報通信機能の耐災害性の強化

〇大規模地震及び津波時には屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【総務課】

②防災情報の提供

〇大規模津波時に円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災行政無線等の充実強化を図る必要がある。【総務課】

(4)－２　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①防災情報の提供【再掲】

〇避難所等における円滑な情報提供を図るため、WiFi や映像を提供できる設備などの整備を図る必要がある。また、地域において防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。【総務課】

②情報伝達手段の多様化・確実化

〇Ｊアラート[4]の自動起動装置の活用や防災行政無線のデジタル化、警察、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めている。これらの対策を着実に進めるとともに、Ｌアラート[5]の利活用に努める必要がある。【総務課、警察】

(4)－３　災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①情報伝達手段の多様化・確実化【再掲】

〇通信基盤･施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化を推進する必要がある。【総務課】

②防災情報の提供【再掲】

〇大規模津波時に円滑な警戒避難体制の構築を図るため､防災行政無線等の充実強化を図る必要がある。【総務課】

---

[4] Ｊアラート：「全国瞬時警報システム」のこと。大規模災害や武力攻撃事態は発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方自治体に伝達する。

[5] Ｌアラート：「災害情報共有システム」のこと。地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて住民に伝達する。

(5) 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

(5)－１ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

①サプライチェーン確保のための道路、港湾施設等の防災、震災対策

〇大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策や洪水･土砂災害・津波･高潮対策等を着実に推進する必要がある。【建設課】

②港湾施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課】

③港湾 BCP の推進【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、港湾 BCP を策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。【建設課】

(5)－２ 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①災害対応力の向上【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。 【総務課】

(5)－３ 物流機能等の大幅な低下

①港湾施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、物流機能等の大幅な低下が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課】

②港湾 BCP の推進　【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、港湾 BCP を策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。【建設課】

③空港の施設機能強化及びＡ２－ＢＣＰ策定等【再掲】

〇広域にわたる大規模津波等が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等について検討し策定したＡ２－ＢＣＰの見直し及び訓練実施等により実効性の向上を図る必要がある。【建設課】

④道路の防災対策の推進

〇道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。【建設課】

(5)－４　食料等の安定供給の停滞

①港湾施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、物流機能等の大幅な低下が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課】

②道路の防災対策の推進【再掲】

〇道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。【建設課】

③港湾ＢＣＰの推進　【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、港湾 BCP を策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。【建設課】

④受援計画の策定等

〇被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から物的支援を受ける場合、受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を実施し、物的支援の受援体制を強化する必要がある。【総務課】

⑤漁港ＢＣＰの策定

〇大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないよう、漁港ＢＣＰの策定を促進する必要がある。【商工水産観光課】

⑥農道・農道橋の保全対策の推進

〇造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策を推進する必要がある。【農地整備課】

(5)－５　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①畑地かんがい施設の維持管理

〇異常渇水などが発生した場合、施設の破損等により農地に水が送れない状況が発生し、作物の生育に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な箇所は対策を実施するとともに、代替水源や、臨時給水体制の確立を推進する必要がある。【農地整備課】

(6) 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6)－１ ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止

①防災拠点等への再エネ設備等の導入

〇災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」 を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立･分散型エネルギーの導入を図る必要がある。【企画財政課】

②水道施設の耐震化等の推進

〇安定的な水道供給を図るため、配水・送水施設の更新、老朽施設や老朽管路の計画的な改修と維持管理を実施する必要がある。【水道課】

③生活排水の適正な処理の推進

〇地域の特性に応じた排水対策を考慮し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。【くらしと税務課】

④し尿処理施設の防災対策の強化

〇大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。このため、し尿処理施設の耐震対策等を促進する必要がある。【くらしと税務課】

⑤港湾施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からのエネルギー供給ができなければ、被災地及び陸上交通が寸断した被災地での生活・経済活動等に多大な影響が想定される。このため、海上からのエネルギー供給ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課】

(6)－２ 防災インフラの長期間にわたる機能不全

①防災拠点（公共施設）の耐震化の促進【再掲】

〇発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。【総務課】

②防災拠点等への再エネ設備等の導入【再掲】

〇災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよ

う多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」 を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立･分散型エネルギーの導入を図る必要がある。【企画財政課】

③港湾施設の耐震性能の強化【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、海上からのエネルギー供給ができなければ、被災地及び陸上交通が寸断した被災地での生活・経済活動等に多大な影響が想定される。このため、海上からのエネルギー供給ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。【建設課】

④港湾 BCP の推進 【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、港湾 BCP を策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。【建設課】

(7)　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7)－１　市街地での大規模火災の発生

①災害対応力の向上【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

②自主防災組織の充実及び活動の促進　【再掲】

〇地域防災力を向上させるため、自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。【総務課】

③要配慮者対策の推進【再掲】

〇要配慮者の安全な避難対策を図る必要がある。【長寿子育て課】

④感震ブレーカーの普及啓発

〇感震ブレーカーの設置により、通電火災による大規模火災の発生を防ぐ必要がある。【総務課】

⑤防火対策の推進【再掲】

〇大規模火災が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の火災により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、出火防止対策及び建物関係者の防火意識の向上を図る必要がある。【総務課】

⑥土地区画整理事業の推進【再掲】

〇大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、本町の土地区画整理事業を推進するなど密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。【建設課】

⑦停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の推進・指導

〇交通機能を維持するため信号機は不可欠であり、停電の影響を受けない機能を持つ必要がある。【警察】

(7)－２　海上・臨海部の広域複合災害の発生

①防災訓練【再掲】

〇関係機関による総合防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。【総務課】

②港湾 BCP の推進　【再掲】

〇大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、サプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業

活動等の停滞が想定される。このため、港湾 BCP を策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。【建設課】

(7)－３　沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化【再掲】

〇大規模地震が発生した場合、沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。【建設課】

②空き家対策

〇空家特措法を活用し、迅速かつ適正な対策を進めることで、空き家件数の低減に努める必要がある。【企画財政課】

(7)－４　ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による多数の死傷者の発生

①ため池・ダムの維持管理

〇大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するよう要請するとともに、下流域住民の避難誘導体制の確立を推進する必要がある。【農地整備課】

②防災情報の提供【再掲】

〇異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災行政無線等の充実強化を行うとともに、各種ハザードマップの周知を図る必要がある。【総務課】

③災害対応力の向上　【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

④自主防災組織の充実及び活動の促進　【再掲】

〇地域防災力を向上させるため、自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。　【総務課】

(7)－5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

①林道・林道橋の整備の推進

〇造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策を推進する必要がある。【農政課】

②農地浸食防止対策の推進

〇豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。【農地整備課】

③鳥獣被害防止対策の推進

〇鳥獣による農作物被害により、耕作放棄地の発生や集落機能の低下が想定される。このため、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の３つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。また、年１回侵入防止策の総点検を行い維持・管理に努める必要がある。【農政課】

(8) 大規模自然災害発生直後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8)－１ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理計画の策定

〇大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定して作成した災害廃棄物処理計画に基づき訓練を行い、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る必要がある。【くらしと税務課】

(8)－２ 復興を支える人材等 （専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等） の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

①建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

〇行政機関と建設関係団体との災害協定の締結【総務課】

〇建設関係団体内部におけるＢＣＰ策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【建設課】

(8)－３ 広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①海岸・河川堤防等の整備

〇広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。【建設課、農地整備課】

②地籍調査の推進

〇災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。【農地整備課】

(8)－４　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティ-の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①コミュニティ力を強化するための支援

〇災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、県等と連携しながら対応する必要がある。【総務課】

②自主防災組織の充実及び活動の促進【再掲】

〇地域防災力を向上させるため、自主防災組織の活動充実を促進する必要がある。【総務課】

③災害対応力の向上【再掲】

〇消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る必要がある。【総務課】

④文化財対策

〇災害等により文化財が被災することにより、伝統が失われることが懸念される。そのため、国等の史跡や埋蔵文化財の維持管理を行う必要がある。【社会教育課】

(8)－５　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①用地の確保

〇早期復旧のため、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保を図る必要がある。【建設課】

〇早期に事業を復旧させるため、あらかじめ事業用地の確保を図る必要がある。【建設課】

(8)－６　風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①商工会と町が共同で策定する事業継続計画の認定

〇商工会と町が共同で策定する事業継続計画の認定を促進することとうにより、業務継続体制とその取り組みを強化する必要がある。【商工水産観光課】

第５章　強靱化の推進方針

１　施策分野

地域計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した、以下の８の個別施策分野と３の横断的分野とする。

（個別施策分野）
①行政機能／警察・消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）、⑤交通・物流、⑥農林水産、⑦ 国土保全／土地利用、⑧環境
（横断的分野）
①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③離島対策

２　施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

１で設定した１１の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。これらの１１の推進方針は、８つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。

(1)個別施策分野（８分野）

１）行政機能／警察・消防／防災教育等

（公共施設の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を着実に推進する。

1-1②、3-2①、6-2①【総務課】

（災害対応力の向上）

消防団員の高齢化や地域の過疎化など、環境の変化が進んでおり、将来的に消防団員が減少することが予測されている。地域防災力の要となる団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図る。

1-1⑧、1-2②、1-2③、1-3⑥、2-3⑥、5-2①、7-1①、7-4③、8-4③【総務課】

（自主防災組織等の充実強化）

公助の手が回らないことも想定し、自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。

1-1⑦、2-3⑦、2-6③、7-1②、7-4④、8-4②【総務課】

（火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進）

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進

等を図る。また、感震ブレーカーの設置により、通電火災による大規模火災の発生を防ぐ。

1-2①、7-1④、7-1⑤【総務課、建設課】

（防災情報の高度化、地域水防力の強化）

防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

4-1①、4-1②、4-2①、4-2②、4-3①、4-3②【総務課】

（警察施設・消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化）

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

2-3①、2-3②、3-1①【警察・総務課】

（避難所となる学校施設の整備）

避難場所としての町立小中学校の施設の長寿命化を図る計画策定や実施を促進する。また、避難場所の可能性がある町立体育館や町立保育所施設も耐震化を促進する。

2-6⑦【教育総務課、社会教育課、長寿子育て課】

（自治体ＢＣＰの策定等）

本町の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定、見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。

3-2③【総務課】

（ICT-BCP の策定）

災害や事故等を受けても、重要業務をなるべく中断させずに、中断しても早急にシステムを復旧させるために ICT-BCP 計画を策定する。

3-2⑥【総務課】

（職員用初動マニュアル策定）

大規模災害時には、初動の対応が重要である。効果的な行動を起こすためにもマニュアルを策定し職員へ周知する。

3-2④【総務課】

（防災訓練の実施）

関係機関による防災訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。

1-1⑦、1-2③、3-2⑦、7-2①、8-4①【総務課】

（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本

町においては、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組の充実を図る。

1-3④、1-4②、7-4②【総務課】

（文化財の保護管理）

災害等により文化財が被災することにより、伝統が失われることが懸念される。そのため、国等の史跡や埋蔵文化財の維持管理を行う。

8-4④【社会教育課】

2）住宅・都市

（住宅・建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

1-1①【建設課】

（土地区画整理事業の推進）

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定される。このため、本町の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

1-2①、7-1⑥【建設課】

（町有建築物の耐震化の促進）

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

1-1③【建設課】

（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

広域にわたる大規模津波が発生した際に、避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、本町における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防･危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

1-1⑤、1-1⑨、1-3①、7-3①【建設課、総務課】

（水道施設の整備の推進）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した施設整備など、水道施設の耐震化を促進する。

2-1①、6-1②【水道課】

（空き家対策）

空家特措法を活用し、迅速かつ適正な対策を進めることで、空き家件数の低減に努める。

7-3②【企画財政課】

（食糧及び水等の備蓄の推進）

大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備えるため、計画的に食料・飲料水等の備蓄に取り組むことが必要であり、また地域住民に対しては家庭において最低３日、推奨１週間分の備蓄を推進する。

2-1③【総務課、水道課】

（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握を行うとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

2-1⑥、2-6⑥【水道課】

３）保健医療・福祉

（医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

1-1④、【けんこう増進課】

（医療用資機材・医薬品の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（２日間）の医療救護用として、備蓄し、適正な保管管理を行う。

2-1⑤【総務課】

（災害時の医療機関の対応マニュアルの作成）

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を促進する。

2-4②【けんこう増進課】

（医療救護活動の体制整備）

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、郡医師会、郡薬剤師会等と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、医療救護活動等の体制整備に努める。

2-3⑤、2-4①【けんこう増進課】

（福祉避難所の増加）

社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得つつ、福祉避難所の増加を図る。

2-6②【けんこう増進課】

（要配慮者対策の推進）

要配慮者の安全な避難対策を図る。

1-3⑤、7-1③【長寿子育て課】

（避難所運営体制の整備）

町はガイドラインや近年の災害教訓等に基づき避難所運営マニュアルを見直す。

2-6①【総務課】

（避難所の環境整備促進）

避難所における避難者の良好な健康状態を保つため、空調設備などの整備を図る必要がある。

新型コロナなどの感染症の対策として、3密（密閉、密集、密接）を避け、ソーシャルディスタンス確保できる、パーテーションやベッドを配置するなどの整備を図る。また、非常用電源の防災機能の充実を促進する。さらに台風による強風で窓ガラスが割れないように防風対策を講じる。

2-6④【総務課、建設課、けんこう増進課】

4）産業（エネルギー、情報通信、産業構造）

（情報通信機能の耐災害性の強化）

震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

4-1①、4-1②、4-2①、4-2②、4-3①、4-3②【総務課】

（防災拠点等への再エネ設備等の導入支援）

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

6-1①、6-2②【企画財政課】

（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのおの、避難住民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じる。

2-6⑤、3-2②【総務課】

（商工会と町が共同で策定する事業継続計画の認定）

商工会と町が共同で策定する事業継続計画の認定を促進すること等により、業務継続体制とその取り組みを強化する。　8-6①【商工水産観光課】

5）交通・物流

（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾、空港等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

1-1⑤【建設課】

（無電柱化等の推進）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

1-1⑥【建設課】

（停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の推進・指導）

交通機能を維持するため信号機は不可欠であり、停電の影響を受けない機能を持つ必要がある。

7-1⑦【警察】

（施設機能強化及び県管理空港のＡ２－ＢＣＰ策定等）

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策等の施設の機能強化を進める。

また、広域にわたる大規模津波等が発生した場合、空港内の浸水や情報伝達の不備により避難行動が阻害されることによって、多数の死者が発生するおそれがある。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等について検討し策定したＡ２－ＢＣＰの見直し及び訓練実施等により実効性の向上を図る。

1-3③、2-3④、5-3③【建設課】

（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食

料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。

このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進する。

1-3① 、2-1② 、2-2①、2-2②、5-1①、5-3④、5-4②【建設課】

（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震化岸壁の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

2-2③、2-3③、2-4③、5-1②、5-3①、5-4①、6-1⑤、6-2③【建設課、農地整備課】

（受援計画の策定等）

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から物的支援を受ける場合、受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を実施し、物的支援の受援体制を強化する。

2-1④、3-2⑤、5-4④【総務課】

（孤立集落予防対策）

町内の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流等）における整備率は未だ低い状況である。このため、人命を守るための砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

2-2①【建設課】

（食料等の物資供給の確保）

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

5-1①、5-1②【建設課】

（港湾ＢＣＰの策定）

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下が想定される。このため、港湾ＢＣＰを策定し、これらの事態への対応を強化する。

また、策定された港湾ＢＣＰにもとづき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

2-2③、5-1③、5-3②、5-4③、6-2④、7-2②【建設課】

（道路の防災対策の推進）

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

5-1①【建設課】

（建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成）

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるＢＣＰ策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

8-2①、8-5①【建設課、総務課】

６）農林水産

（漁港ＢＣＰの策定）

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないよう、漁港ＢＣＰの策定を促進する。

5-4⑤【商工水産観光課】

（農道・農道橋の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する。

5-4⑥【農地整備課】

（林道・林道橋の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する。

7-5①【農政課】

（農地浸食防止対策の推進）

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

7-5②【農政課】

（畑地かんがい施設の維持管理）

大規模地震が発生した場合、施設の破損等により農地に水が送れない状況が発生し、作物の生育に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、点検診断を実施し、補強の必要な箇所は対策

を実施するとともに、代替水源や、臨時給水体制の確立を推進する。

5-5①【農地整備課】

（鳥獣被害防止対策の推進）

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、町と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する。また、年１回侵入防止策の総点検を行い維持・管理に努める。

7-5③【農政課】

７）国土保全／土地利用

（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する。

1-3②、8-3①【農地整備課】

（津波ハザードマップや津波避難計画の周知）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、住民に対して津波避難計画や津波ハザードマップの周知を図る。

1-3①、1-3④、1-4②、7-4②【総務課】

（河川改修等の治水対策）

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削（寄り洲除去）、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、河川管理台帳の策定を行うとともに、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながらより一層の整備推進を図る。

1-4①【建設課】

（雨量や河川氾濫などの防災情報の提供）

現在、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川において、浸水想定区域図をもとに河川ハザードマップの策定を行っているところである。今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する。

1-3④、1-4②、7-4②【総務課】

（ダム・ため池の老朽化対策の推進）

異常気象等による豪雨が発生した場合、ダムやため池の損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムやため池については、予防保全対策などを計画的

に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する。

7-4①【農地整備課】

（管理河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムラインの策定）

災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画の策定を推進する。

1-4③【総務課】

（地籍調査の推進）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る。

8-3②【農地整備課】

８）環境

（災害廃棄物処理計画の策定）

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した町災害廃棄物処理（実行）計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。

8-1①【くらしと税務課】

（生活排水の適正な処理の推進）

地域の特性に応じた排水対策を考慮し、適正な処理の啓発や合併処理浄化槽推進活動に取り組み、汚水処理人口普及率向上に努める必要がある。災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

2-5①【くらしと税務課】

（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定される。このため、し尿処理施設の耐震対策等を促進する。

6-1③、6-1④【くらしと税務課】

(2)横断的分野（４分野）

１）リスクコミュニケーション

○　自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、町、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的

な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。

○　リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進するとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。

○　「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する町民の意識を高める取組を促進する。

○　ＢＣＰの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。

２）老朽化対策

○　町有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成２８年３月に策定した天城町公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。

○　施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

３）離島対策

○　本庁における陸・海・空の輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能となる輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

○　大規模自然災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。

○　大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上

からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策・老朽化対策を確実に実施する。

第 6 章　計画の推進と不断の見直し

1　他の計画等の必要な見直し

本計画は地域の強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2　計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、本計画の施策の推進方針に沿って、毎年様々な施策を実行していくものである。このため、計画の進捗管理に当たっては、毎年度、重要業績指標等により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCA サイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

3　計画の不断の見直し

本町の地域強靱化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、 国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は概ね 5 年間とする。

なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うものとする。

4　プログラムの推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第 4 章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国の基本計画との一体性等を総合的に勘案し、町では取組や事業が位置付けられているプログラムを重点化すべきプログラムとした。課別の脆弱化指標、現状と目標、事業一覧については、次表に示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

表　課別脆弱化指標の現状と目標(1/3)

	指標名	現状(R2)	目標(R7)	リスクシナリオ
1	【建設】住宅・建築物の耐震化率	57.3%(H23)	90%	1-1①
2	【建設】避難路沿道建築物の耐震化率	0%	0%	1-1⑤、7-3①
3	【建設】橋梁の長寿命化計画・実施率(65 箇所)	44.6%	52.3%	1-1⑤、2-2②
4	【建設】トンネル(1 箇所)の長寿命化計画・実施率	0%	10%	1-1⑤
5	【建設】無電柱化地区	0 地区	1 地区	1-1⑥
6	【建設】土地区画整理事業地区	2 地区	2 地区	1-2①、7-1⑥
7	【建設】町道(324km)の整備率	71.00%	77.00%	1-3①、2-1②、2-2②、5-1①、5-3④、5-4②
8	【建設】空港の A2-BCP 策定の有無	有り	有り	1-3③、2-3④、5-3③
9	【建設】河川管理台帳の整備率	0%	100%	1-4①
10	【建設】土砂災害危険場所の整備率	町 0%	現状調査	2-2①
11	【建設】港湾施設の耐震化率	県 - %	県 - %	2-2③、2-3③、2-4③、5-1②、5-3①、5-4①、6-1⑤、6-2③
12	【建設】港湾 BCP(事業継続計画)策定率	県 - %	県 - %	5-1③、5-3②、5-4③、6-2④、7-2②
13	【建設】都市公園(5 箇所)の長寿命化計画・実施率	50%	100%	2-6⑧
14	【建設】応急仮設住宅の建設用地確保	有り	有り	8-5①
15	【総務】防災拠点(公共施設)(2 箇所)の耐震化率	100%	100%	1-1②、3-2①、6-2①
16	【総務】町有建築物の耐震化率	40.0%	調査中%	1-1③
17	【総務】自主防災組織率	100%	100%	1-1⑦、2-3⑦、2-6③、7-1②、7-4④、8-4②
18	【総務】地区防災計画の策定率	0%	100%	1-1⑦、2-3⑦
19	【総務】防災訓練参加者	500 人	500 人	1-2③、3-2⑦、7-2①、8-4①
20	【総務】消防団員数	68 人	80 人	1-1⑧、1-2②、1-3⑥、2-3⑥、5-2①、7-1①、7-4③、8-4③

	指標名	現状(R2)	目標(R7)	リスクシナリオ
21	【総務】避難所(27 箇所)耐震化率	29.6%	100%	1-1⑨
22	【総務】避難時案内板の設置数	0 箇所	19 箇所	1-3①
23	【総務】消防署施設(1 箇所)の耐震化率	100%	100%	2-3②
24	【総務】ハザードマップ(防災マップ)作成率	100%	100%	1-3④、1-4②、7-4②
25	【総務】自治体 BCP の策定の有無	あり	あり	3-2③
26	【総務】職員用初動マニュアル策定の有無	あり	あり	3-2④
27	【総務】受援体制の策定の有無	なし	あり	2-1④、3-2⑤、5-4④
28	【総務】避難所運営マニュアルの見直し及び運用の有無	なし	あり	2-6①
29	【総務】避難所環境の整備	1	18	2-6④
30	【総務】ICT-BCP 計画の策定の有無	なし	あり	3-2⑥
31	【総務】防災情報の提供のデジタル化の有無	100%	100%	4-1①、4-2①、4-3②、7-4②
32	【総務】耐災害性強化した情報通信機能の有無	あり	あり	4-1①、4-2②、4-3①
33	【総務】感震ブレーカー設置率	0%	調査中%	7-1④
34	【総務】電力確保の取り決めの有無	あり	あり	2-6⑤、3-2②
35	【総務】Ｊアラートの整備率	100%	100%	4-2②
36	【総務】Ｌアラートの導入	あり	あり	4-2②
37	【総務】タイムライン策定率(台風、土砂災害)	あり	あり	1-4③
38	【総務】建設団体との連携	あり	あり	8-2①
39	【総務】出火防止対策策定の有無	あり	あり	7-1⑤
40	【総務】食料・水の備蓄の有無	あり	あり	2-1③
41	【総務】医薬品の備蓄の有無	あり	あり	2-1⑤
42	【けんこう増進】医療福祉施設の耐震化率	100%	100%	1-1④
43	【けんこう増進】救急医療体制の整備の有無	あり	あり	2-3⑤、2-4①
44	【けんこう増進】災害時医療マニュアル策定の有無	あり	あり	2-4②

	指標名	現状(R2)	目標(R7)	リスクシナリオ
45	【長寿子育て】要配慮者の避難対策の有無	なし	あり	1-3⑤、7-1③
46	【長寿子育て】保育所施設(4 箇所)の耐震化率	0%	50%	2-6⑦
47	【長寿子育て】福祉避難所の増加	2 箇所	5 箇所	2-6②
48	【くらしと税務】汚水処理人口普及率	50%	100%	2-5①
49	【くらしと税務】浄化槽台帳の整備率	100%	100%	6-1③
50	【くらしと税務】し尿処理施設(3 箇所)の耐震化率	0%	検討を進める	6-1④
51	【くらしと税務】災害廃棄物処理計画の有無	あり	あり	8-1①
52	【農政】鳥獣被害対策(進入防止柵(60km)整備率)	100%	100%	7-5③
53	【農政】林道橋(1 箇所)の長寿命化計画・実施率	100%	100%	7-5①
54	【農政】林道(　km)の整備率	100%	100%	7-5①
55	【農地整備】農道(170km)の整備率	75.9%	77.4%	5-4⑥
56	【農地整備】農道橋(2 箇所)の長寿命化計画・実施率	0%	50%	5-4⑥
57	【農地整備】畑地かんがい施設(1500ha)の整備率	28.1%	50%	5-5①
58	【農地整備】ため池(4 箇所)・ダム(2 箇所)耐震化率	0%	33.3%	7-4①
59	【農地整備】農地浸食防止(4km)整備率	100%	100%	7-5②
60	【農地整備】地籍調査(62.47k ㎡)進捗率	31.4%	36.4%	8-3②
61	【農地整備】海岸堤防(1.5km)の長寿命化計画・実施率	0%	50%	1-3②、8-3①
62	【水道】水道施設(　km)の老朽化率	0%	%	2-1①
63	【水道】水道施設の整備率	0%	%	2-1①、6-1②
64	【水道】応急給水箇所数	19 箇所	19 箇所	2-1⑥
65	【水道】応急給水体制の整備	なし	あり	2-1⑥、2-6⑥
66	【水道】水道管理システム整備	0%	100%	2-1①、6-1②
67	【水道】浄水場更新整備(9 か所)	22%	100%	2-1①、6-1②
68	【商工水産観光】漁港(1 箇所)の長寿命化計画実施	20%	100%	5-4⑤

	指標名	現状(R2)	目標(R7)	リスクシナリオ
69	【商工水産観光】漁港の BCP 策定率	0%	100%	5-4⑤
70	【商工水産観光】漁港施設の耐震化率	0%	100%	2-2③
71	【商工水産観光】商工会の事業継続計画の有無	あり	あり	8-6①
72	【企画財政】自立分散型エネルギーの計画の有無	なし	あり	6-1①、6-2②
73	【企画財政】空き家減少数	330 件	310 件	7-3②
74	【警察】警察施設(2 箇所)の耐震化率	100%	100%	2-3①、3-1①
75	【警察】停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数	0 台	0 台	7-1⑦
76	【社会教育】文化財の台帳整備率	70%	100%	8-4④
77	【社会教育】社会体育施設(1 箇所)耐震化率	100%	100%	2-6⑦
78	【社会教育】社会教育施設(2 箇所)耐震化率	0%	100%	2-6⑦
79	【教委総務】学校施設等(71 箇所)の長寿命化計画・実施率	100%	100%	2-6⑦
80	【教委総務】給食センター(1 箇所)の長寿命化計画・実施率	0%	100%	2-6⑦

天城町国土強靭化地域計画

令和３年３月

発行・編集　天城町総務課